

女性に対する暴力をなくす運動期間

いま、考えようDVのこと

メッセージ

男女共同参画だより

問い合わせ先

男女共同参画推進課
TEL(36)0048
FAX(36)0032

男女共同参画推進センター


「ゆい」
TEL(36)0250
FAX(36)0269

暴力の種類	具体例
身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞めるなど
精神的暴力	無視する、大声で怒鳴る、ののしる、脅す、外出を制限する、携帯電話をチェックする、友人関係を制限するなど
経済的暴力	生活費を渡さない、お金の使い道を細かく報告させるなど
性的暴力	避妊に協力しない、性行為を強要するなど
子どもを利用した暴力	子どもの目の前で暴力を振るう、子どもに悪口を吹き込むなど

DVとは、一般的に配偶者やパートナー間の暴力のことを言います。DVという身体的暴力を思い浮かべますが、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力などもDVになります。

毎年11月12日～同25日は「女性に対する暴力をなくす運動期間」で、同25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。ドメスティック・バイオレンス(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解し、暴力を容認しない社会の実現を目指しましょう。この機会に、男女の対等な関係やDVについて考えてみませんか。

DVは家庭内で起きることが多いため、外部からの発見が難しく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者の多くが女性で、このことには「女性は男性に従うもの」という性別による固定的な役割分担や暴力を容認する意識、男女の経済力の格差などの社会状況が背景にあるといえます。



あなたの周りで、こんなことはありませんか？
チェックしてみましょう

● 気付かないうちに被害者になっていませんか？

- 携帯電話のメールや着信をチェックされる
- 服装や髪形、態度など細かくチェックされる
- 他の友達と遊ぶことができない
- 物事を相談なしに勝手に決められる
- すぐ不機嫌になって無視される
- 何か他の用事で会えないと怒られる



● いつのまにか加害者になっていませんか？

- 相手をバカにした発言や傷つける言葉を使う
- 大声で怒鳴る
- 相手を殴る、蹴る、たたく
- 携帯電話のメールをチェックしたり、アドレスを消したりする
- 相手の行動をチェックする

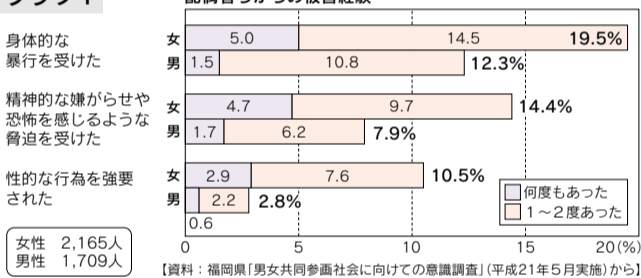
県が平成21年に実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」では、身体的暴力の被害経験がある女性と、約5人に1人の割合になっています(グラフ1)。

どんな理由があっても暴力は許されない行為です。パートナーから受ける暴力を自分のせいだと考えていませんか。



グラフ1

配偶者からの被害経験



しかし、DVは決して大人だけの問題ではありません。高校生や大学生など若者の間でも同様の問題が起こっています。親密な関係にある若者の間で起こる暴力を「デートDV」と呼んでいます。



◎左記の項目でチェックが付いたら要注意！
嫌なことは「ノー」と言いましょう
△相手を思いどおりにしようとするのは「NG」です
▽お互いを認め、尊重し合い、すぎない関係を作りましょう



◎対等な関係とは…
▽お互いの心と体を大事にできること
▽違う考え方や価値観を認め合えること
▽嫌なことには「ノー」と言えること、相手の「ノー」も受け入れること

暴力の加害者にも被害者にもならない
対等な関係が大切です

相談情報 誰でも相談できます

* 予約は男女共同参画推進センター ☎(36)0250まで

就業相談 * 要事前予約 就職に関する相談を受け付けます。職業あつせんはしていません	毎月 第3水曜日	10:00~12:00
法律相談 * 要事前予約 女性の弁護士が、離婚など女性を取り巻く問題の相談を受けます	毎月 第3火曜日	13:00~16:00
こころと生き方の相談 * 要事前予約 家庭や夫婦間での心配ごと相談などを受けます	第1~第4 木曜日	13:00~17:00
むなかたホットライン (電話相談) 専門カウンセラーが、心配ごと相談などを受けます	毎週 月・水曜日 (祝日を除く)	10:00~17:00

☎093(561)5737



◎よりよい関係を築くために
▽暴力を認めない
▽自分のことを大切にすること
▽相手のことも大切にすること
このことは、交際相手との関係に限らず、自分を取り巻く全ての人との関係でも大切なことです。

児童虐待・DV防止講演会
日時 11月22日(火)
午後6時30分開場、同7時~同8時30分実施
会場 宗像ユリックス
2階・会議室1、2
演題 「一緒に考えてみませんか？DVと子どもの虐待」
講師 松浦恭子さん(弁護士、NPO法人ふくおかこども虐待防止センター事務局長)
定員 130人
● 入場料 無料
● 事前申込不要
● 問い合わせ先 子ども家庭課 ☎(36)1151